

議案第 30 号 宝塚市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

宝塚市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の改正概要

1 改正内容

令和 2 年 1 2 月 2 5 日付宝塚市特別職報酬等審議会の答申に基づき、市長、副市長及び教育長の給与について、現行の給料月額から 1. 3% の引下げを行い、引下げ後の 1 期当たりの総収入額を上回らないよう、地域手当を給料月額に集約し、地域手当を廃止する。

(1) 給料月額

	現行			改定後月額 D	改定額 (改定率) E (D - C)
	給料月額 A	地域手当 B	合計 C (A + B)		
市長	978,000 円	146,700 円	1,124,700 円	1,072,400 円	-52,300 円 (-4.6%)
副市長	795,800 円	119,370 円	915,170 円	881,100 円	-34,070 円 (-3.7%)
教育長	682,000 円	102,300 円	784,300 円	758,100 円	-26,200 円 (-3.3%)
上下水道事業管理者 病院事業管理者	682,000 円	102,300 円	784,300 円	758,100 円	-26,200 円 (-3.3%)

(2) 総収入額 (退職手当含む)

	現行 A	1.3%減額後 B	1.3%減額後 地域手当集約 C	差額 D (C - A)
市長	94,443,504 円	93,217,088 円	93,213,008 円	-1,230,496 円
副市長	70,737,072 円	69,821,528 円	69,818,368 円	-918,704 円
教育長	43,993,092 円	43,418,988 円	43,416,390 円	-576,702 円
上下水道事業管理者 病院事業管理者	43,993,092 円	43,418,988 円	43,416,390 円	-576,702 円

2 施行期日

市長の任期が令和 3 年 4 月 1 8 日であることから、4 月 1 日付で改定を行う場合、給料月額に基づき算出する退職手当額が増加し、給料額の引下げという答申の趣旨に適合しないため、令和 3 年 5 月 1 日から施行する。